

機械警備業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 環境創造センター機械警備業務委託
- 2 委託する物件 環境創造センター本館・研究棟・交流棟
- 3 委託期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日まで
- 4 委託金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金 福島県財務規則による

上記事項について、委託者「福島県」と（以下「甲」という。）は、受託者「 」（以下「乙」という。）との間に次の条項に基づき契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の予算の減額又は削減があったときは、契約を変更又は解除することができるものとする。

（目的）

第1条 本契約は、契約対象物件について、火災・盗難及び不法行為を防止し、かつ安全を確保するための業務を提供することを目的とする。

（委託業務の仕様等）

第2条 乙は、この契約書に定めるもののほか、機械警備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の期間内、頭書の委託業務（以下、「委託業務」という。）を、法令を遵守して実施しなければならない。

（業務責任者）

第3条 乙は、この契約の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

（施設管理担当者）

第4条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する職員（以下、「施設管理担当者」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。

- 2 施設管理担当者は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。
 - 一 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - 二 この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
 - 三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務の計画及び報告)

第5条 乙は業務着手前に業務計画書を提出し、施設管理担当職員の承諾を受けなければならない。

- 2 乙は、異常事態を感知し、対応したときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、業務遂行状況を毎月分とりまとめ、翌月15日まで甲に報告するものとする。

(警備に使用する機器の設置、保守及び取替)

第6条 乙は、警備に使用する機器(以下「警報機器」という。)を仕様書に基づき配置し、常に正常かつ円滑に運用できるよう維持管理に努めなければならない。

- 2 乙は、業務遂行に必要な警報機器について、本契約の業務遂行に支障があると認めるときは、甲の承認を得たうえで取替工事を行うものとする。
- 3 警報機器は県所有の機器を除き、乙がこれを設置し、その所有権は乙に帰属する。
- 4 警報装置の設置、取替、保守等に要した費用は乙の負担とする。ただし、対象施設の増築又は改築により、既設の警報機器の移動又は変更が生じた場合は、費用の負担は甲乙協議の上、定める。

(機器撤去及び毀損物品等の実費負担)

第7条 甲は、甲の責任に帰すべき事由により、乙の設置する機器物品を毀損、紛失せしめたときは、乙にその実費を支払うものとする。

- 2 乙は、乙の責任に帰すべき事由により、甲の設置する機器物品を毀損、紛失せしめたときは、甲にその実費を支払うものとする。
- 3 第10条による中途解約及び委託期間完了後は、乙は乙の設置する機器物品を原則として撤去しなければならない。

(料金の請求及び支払)

第8条 乙は、第5条第3項による報告の後、契約金額の60分の1の額の警備料金を1か月毎に甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項による適法な請求書を受領してから30日以内にその料金を乙に支払わなければならない。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要と認めるときには、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときには、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲及び乙が協議してこ

れを定める。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に委託業務の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に委託業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該履行期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)とする。

5 甲の責に帰すべき事由により、第8条の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いの請求をすることができる。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、履行された業務が、仕様、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、当該契約不適合を知ったときから1年以内に限り、乙に対して、当該業務の修正、代替業務の実施又は不足分に係る業務実施等による履行の追完を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

2 甲は、乙が前項の契約不適合の修正等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(損害の負担)

第12条 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は乙の負担とする。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することが

できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- 一 履行期限内にこの契約を履行しないとき又は履行期限後相当の期間内に履行の見込みがないとき。
- 二 正当な理由なく、第 11 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除をすることができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
- 二 乙がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げるほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなきとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

七 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（乙の催告による解除権）

第 15 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第 16 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- 一 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達することができないとき
- 二 甲の責めに帰すべき事由により乙が契約を履行することができないとき

（契約が解除された場合等の違約金）

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。

また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 第 13 条及び第 14 条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（遅延利息等の相殺）

第18条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（談合による損害賠償）

第19条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（損害賠償）

第20条 委託期間内に乙又は乙の従事者の責めに帰すべき事由により盗難、損傷その他の事故が発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。ただし、天災地変その他避けることが出来ない事由による場合は、この限りでない。

- い。
- 2 前項の場合において、乙が負担する賠償額の限度は次のとおりとする。ただし、対人賠償及び対物賠償を合わせて1事故につき10億円を限度とする。
 - 一 対人賠償にあつては1事故につき10億円
 - 二 対物賠償にあつては1事故につき10億円
 - 3 甲は、第1項に規定する損害を受けたときは、損害が発生した日から起算して14日以内に書面により乙に通知しなければならない。

(乙の免責事項)

- 第21条 乙は次の各号に起因する損害については、損害または補償の責に任じない。
- 一 建造物、施設または物品自体の瑕疵もしくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合
 - 二 天災地変・暴動・東日本電信電話株式会社専用線等の不通、その他不可抗力により、乙が警備を実施することが不可能となった場合
 - 三 警備対象に設置した警報装置について、甲または甲の職員もしくは甲の関係者が乙と協議することなく、移転・変更・撤去あるいは加工等をした場合
 - 四 甲の職員、出入業者の故意または過失に基づく場合
 - 五 警備装置の機能により、甲において警備を解除していた等により、警備実施が不可能な状態にあった場合

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第22条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

- 第23条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
 - 3 前項の規定により甲の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

(談合による損害賠償)

- 第24条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約

の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（名義変更の届出）

第25条 乙は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係わる登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、甲にその旨を届け出なければならない。

（秘密の保持）

第26条 乙は、業務遂行上知り得た甲又は甲の関係者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第27条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約外の事項）

第28条 本契約に定めのない事項及び本契約に対する疑義が生じたときは、甲・乙協議の上誠意をもって解決するものとする。

（紛争の解決方法）

第29条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に關しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

委託者(甲) 福島県田村郡三春町深作10番2号
福島県
福島県環境創造センター所長 郡司 博道

受託者(乙)

別記（その1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなけれ

ばならない。

- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第 10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

機械警備業務仕様書

環境創造センター(以下、「本施設」という。)の機械警備業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

この仕様書にない事項については、「建築保全業務共通仕様書」平成25年度版(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)によること。

1 目的

本業務は本施設における火災、盗難、不法行為等を防止し、もって財産の保護に任じ、本施設の保全に寄与することを目的とする。

2 業務の名称等

- (1) 名称 環境創造センター機械警備業務委託
- (2) 場所 田村郡三春町字深作10番2号
- (3) 期間 令和8年6月1日～令和13年5月31日

3 業務の概要

(1) 入退室管理システム

別紙平面図のとおり入退室管理システムの機器を設置し、入退室管理が行える機能を提供し、且つ「(2) 機械警備システム」との連動ができるものとする。

ア 入退室管理システム全体

(ア) 別紙の平面図のとおり機器を配置すること。

(イ) 入退室管理システムは電気錠コントローラ、カードリーダー、テンキー付きカードリーダー等の端末機器、及び入退室管理システム操作卓用管理パソコン(以下、「管理PC」という)のセンター機器により構成していること。

(ウ) 管理PCは、環境創造センターが指定する場所に設置し、入退室管理システムのホストとして、各扉の入退室管理機能を有し、履歴収集や遠隔操作、各種設定変更、帳票作成等、各種管理業務をサポートし、運用においては、各エリアに設置した、ID操作端末(テンキーリーダー等)にて各電気錠の施解錠を行えること。また、ICカードの発行管理、ユーザー権限、個人データの登録/変更/削除等、ICカード管理業務のサポートを行えること。

(エ) 管理PCは、無停電電源装置(UPS)による停電対策を行い、停電発生時には管理PCを自動シャットダウンすること。また、UPSのバッテリー期待寿命は周囲温度25℃の状況下で5年以上の性能を有すること。

(オ) 管理PCは、RAID1(ミラーリング)機能を有し、メーカーにて24時間稼働、及び10年間保守契約が可能なパソコンであること。

(カ) センター装置が何らかの原因で停止した場合においても、システム全停止とならず、カードリーダー等のID操作端末による電気錠の施解錠が可能なこと。また、履歴は、管理PC停止時において、30000件以上保持することが可能なこと。(超えた部分は、古い履歴から破棄する機能を有していること。)

(キ) 停電時において、管理PC以外の機器はバッテリーを搭載し、停電状況下で約30分以上、または、相当回数分のバッテリー動作を可能とすること。

(ク) 他拠点に同様のシステムを導入した場合(管理PC無し)、ネットワーク回線を用い、本施設管理PCで管理を行う機能を将来的に拡張する事ができること(管理PCのすべての機能が使用可能であること)

(ケ) 複数拠点に同様の入退室管理システム(各拠点に管理PCを設置)を導入した場合、専用のアプリケーションを用い、ネットワーク回線を使用することで一元管理できる機能を有していること。(一元管理の機能として、各種履歴の参照、カード、ユーザーの登録削除操作、

異常/アテンションのリアルタイム表示が行えること)

- (コ) 入退室管理システムと「2. 機械警備システム」に付随する警備システム(以下、「警備システム」という)は連動できるものとし、入退室管理システムの認証装置の操作+認証により警備システムも連動動作する機能を有し、警備のセット/解除操作、及び入退出管理の操作認証端末は1台で行えること。
- (サ) 警備のセット中は、屋外に面した電気錠設置箇所のカードリーダーは認証停止機能ができること。

イ 入退室管理

- (ア) カードリーダー・テンキーリーダーに対し、カード操作をして電気錠の一時解錠を行えること。
- (イ) カードリーダー・テンキーリーダーは1~3cm以内の距離で読み取り可能であること。
- (ウ) カードリーダー・テンキーリーダーはタイプA、タイプB、Felicaの3種類のカードに対応可能であること。
- (エ) ICカードはタイプAを使用するものとするが、入退室管理認証には認証鍵が設定されたエリアの固有番号を読み取る方式とすること。(UID等の製造番号認証は不可)
- (オ) 1システムあたり、248扉の制御を可能であること。
- (カ) ID操作端末種類は、カードリーダー、テンキーリーダー、静脈認証装置、ICタグ認証装置の制御・連動が可能であること。
- (キ) 管理PC操作により、電気錠の施錠解錠操作機能を有すること。
- (ク) 管理PC操作により、各電気錠の施解錠スケジュールを設定できる機能を有すること。
- (ケ) カードメンテナンスについては、IDカード登録・変更、ロスト、検索ができること。依頼を受けたIDカード情報はSSL暗号化し、15時までの発注で3営業日後に発送すること。なお、初回のみ、必要枚数分を一括発行し、指定期日までに納品すること。ただし、研究棟及び、交流棟は別途指示となっている為、指示後に別途見積後、納品とすること。
- (コ) センター装置オペレーションについては、操作者名(ログイン名)、パスワードの権限を付与する事ができること。また、操作者レベルにより操作者の操作範囲を制限する事ができること。
- (サ) カード、ユーザーの登録データをCSVファイルで入出力ができること。出力項目は、氏名、ユーザーID、所属、入退出資格、ICカード情報(カード番号、発行回数)が出力できること。
- (シ) 自火報盤からの火災信号連動(火災感知時信号)により、指定電気錠の一斉解錠を行う事ができること。

ウ 監視項目

- (ア) 施錠異常、解錠異常、こじ開け異常、扉開放異常、システム異常及びシステム通信異常の警報の状態監視を行う事ができること。
- (イ) 電気錠の施錠/解錠及び扉の開/閉状態の一覧表示を行うことができること。また、現状態はグラフィック表示できること。
- (ウ) 警報一覧表示(センター装置画面)は、発生中の各種警報を発生順に発生日時とあわせて一覧表示を行う事ができること。また、現状態をグラフィック表示できること。
- (エ) 状態・操作履歴表示(センター装置画面)は、状態の変化及び操作内容を時系列順に表示を行う事ができること。
- (オ) 警報履歴表示(センター装置画面)は、状態の変化及び操作内容を時系列順に表示を行う事ができること。
- (サ) カードリーダー、テンキー付きカードリーダーのカード操作状況(アクセス履歴)を時系列に表示する事ができること。また、履歴情報は、1カ月~12カ月の間、任意の期間(1

カ月単位)で保存できること。

- (シ) 履歴については、警報履歴(日時/扉No.)及びカード操作履歴(日時/扉No./個人IDNo.)で検索ができること。また、検索したデータは、CSVデータにて記憶媒体(DVD)に出力する事ができること。

(2) 機械警備システム

別紙平面図のとおり警備システム機器を設置し、オンラインによって常時監視を行うものとする。

エ 機械警備システム仕様

- (ア) 別紙図面のとおり機器等を設置すること。
- (イ) 各機器の外寸及び性能等は概ね別紙のとおりであること。
- (ウ) 警備対象物件に配置された各種警報装置により感知された異常事態を、乙の当該機械警備に係る受信機器を設置する警備センター基地局へISDN回線、またはブロードバンド回線を通じて通報するシステムであること。(断線検出機能有り)但し、ブロードバンド回線を用いる場合は、不通時を想定し、必ず警備信号を送出できるバックアップ通信手段を準備すること。
- (エ) 本館、交流棟、研究棟の警備ブロックは、建屋毎に最大20ブロックまでシステム構築が可能であること。
- (オ) 別紙図面の通り、室内に空間センサー、開閉センサーを設置し警戒を行うこと。
- (カ) 甲が指定する各種設備(自動火災報知設備・給排水設備など)の監視ができること。

オ 機械警備システム機器の運用

- (ア) 機械警備システムのセット、解除操作は入退室管理システムで使用するIDカード認証操作端末と共用できること。
- (イ) 警備システムの警備センサーはそれぞれアドレス等の固有番号を付与する等し、異常発生の際は発生場所を主装置などで確認可能とすること。
- (ウ) 館内の警備センサー状態を確認できる機器を甲が指定する場所へ設置すること。警備センサーや主装置が異常信号を基地局に正常に送信できる状態であることを25時間以内に定期的に監視していること。
- (エ) 館内の異常監視情報は、基地局に通報されると同時に本施設の管理事務室に設置した主装置にも異常が表示され、状況が把握できること。
- (オ) 建物の重要エリア内への侵入を監視し記録する画像センサーには、マイクとセンサーが付し侵入監視異常発生時の画像などを基地局等の画像監視者に送信する、且つスピーカー等で監視者から警告の音声を流す事ができること。
- (カ) 画像センサーは、人物のみを抽出するセンシング機能を有し、侵入者を検出できること。また画像センサーへの悪戯(画策行為)や警備システム構成内の機器故障を監視し、異常検知できること。また、オプションで発煙による威嚇装置が設置可能であること。
- (キ) 警備システムが本来警戒状態にならない時間帯や曜日等において未警戒状態を防ぐ機能、及びその点検や対応を行えること。

カ 緊急の措置

- (ア) 基地局管制員は、警備担当時間中、警報受信機を常時監視するとともに、警備対象物件には警備業法に基づき、異常が発生した場合は警備員を25分以内に現場に到着させるとともに必要事項を指示すること。画像センサーが設置されている重要エリア等において侵入者を検出した際には1分以内に現地状況を画像で確認し、音声で威嚇するなどして、臨機応変に対応を行うこと。
- (イ) 警備員は、基地局指示等に従い、異常事態に的確に対処し、警備目的を達成すること。

- (ウ) 警備対象物件において異常事態を確認した警備員は、被害の拡大防止措置をとり、基地局に事態の速報を入れること。
- (エ) 基地局管制員は、必要に応じて契約者が指定した緊急連絡先に状況の報告をするとともに、状況に応じ警察その他関係機関に通報を行うこと。
- (オ) 基地局は東北地方内に1つ以上を設置し運用すること。万一基地局、機能を喪失した場合、直ちに他都道府県にある基地局で同等の業務が行えるバックアップ体制を有していること。

キ 報告

施設の異常対処の内容について、速やかに報告書（様式は任意）を提出すること。警備対象施設等の機械警備システムのセット/解除履歴、及び異常内容については、WEB上でリアルタイムに確認できる機能を提供できること。且つ情報セキュリティについて必要十分な対策が講じられていること。

ク 鍵等の委託

警備実施上必要な鍵等は、乙が複製し運用を委託するものとする。授受はそれぞれ受領書により、その所在を確認できるようにするとともに厳重に取り扱い保管すること。

ケ 緊急連絡先の指定

- (ア) 甲は、あらかじめ緊急連絡先を本館3名以上、交流棟3名以上、研究棟は各機関3名以上を指定し、その名簿を乙に交付すること。
- (イ) 上記連絡先に変更が生じた場合は、遅滞なくその都度変更名義を乙に交付すること。

(3) 据付調整等

- ア 設置作業の全体の統制を行い、設置機器及び配線などの各作業の進捗を管理し、適切に作業を実施すること。
- イ 機器は、承認を得た場所に設置すること。
- ウ 施設及び物品等には損傷を与えないように慎重に実施すること。
- エ 本施設の業務、研究等に支障のないように配慮すること。
- オ 損傷の恐れのある場合は、保護を講じること。
- カ 機器搬入後、搬入防護材などを速やかに撤収し、清掃を行うこと。
- キ 機器搬入後、不要な梱包材は適切な方法で処理すること。
- ク 搬入・据付にあたり騒音、塵埃等が生じる作業は、事前に甲の指示を得て実施し、かつ作業完了後、本施設の業務、研究などに支障をきたさないようにすること。
- ケ 機器の設置は、各種器具を用いて壁に堅固に固定すること。
- コ 設置に際し、災害の防止、安全確保及び環境保全のため、関係法令の記述に従い、以下の項目に留意すること。
 - ・高所作業における落下、転倒防止
 - ・火気の安全管理
 - ・作業場における酸欠状態及び有毒ガス等の発生防止
- サ 作業のために官公庁等への諸手続きが必要な場合は、申請等を行うこと。
- シ 機器の引き渡しにあたっては、システムの取扱説明書を作成し納入するものとし、関係職員に対して操作説明を行うものとする。

(4) 保守対応

- ア 故障が発生した場合にそなえ、365日24時間受付可能とした連絡先窓口、点検作業員の派遣体制を有すること。
- イ 納入後1年間は無償保証期間とすること。

(5) その他

- ア 搬入・設置作業等においては、常に省エネに努めること。
- イ 搬入・設置作業等においては、施設担当者及び関係各所と連絡調整を行うこと。
- ウ 本館、交流棟、研究棟の管理 PC は、共有閲覧及び警報の共有受信が可能であること。
- エ 本仕様書の記載事項及び記載されていない事項について疑義が生じた場合は、甲の担当者と協議の上その指示に従うこと。